

ローエイシア ニューズレター

No.37 (2018年12月)

日本ローエイシア友好協会

シェムリ アップ大会を終えて —ビジネス法研究会（仮称）の創設に向けて—



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

1. 11月2日から5日の間、カンボジアのシェムリ アップで開催された第31回ローエイシア大会に出席した。カンボジアとしては初めてのローエイシア大会開催であり、招聘したカンボジア弁護士会も、ローエイシア本部も、開催に漕ぎつけるまで大変な苦勞をされたと思う。結果的に大成功に終わり、カンボジアの弁護士にとっても、将来の希望と自信を与える記念すべき事業となったと思われる。

私は、日本の参加者の団長という役目をお引受けした。実際には、何もしたわけではないが、シェムリ アップの裁判所見学にあたり、参加者を代表してお礼の挨拶をするなど、無事に役割を終えることができた。日本からは総勢80名を超える参加があった。とりわけ、昨年の東京大会の余剰金の有効活用により、全国から多くの若い弁護士が参加し、ローエイシア大会の実際を体験してもらえたことが、大変良かったと思っている。Christopher Liong会長を初めとする本部の役員からも、今大会の日本の多数参加に対する感謝の意が表され、「日本のお蔭で参加者の平均年齢が大幅に下がった。」と言われうれしかった。

大会で、特に印象に残ったのが、中国の存在感が急激に大きくなったことであった。団体会員である中国法学会は、「一帯一路」のセッションを主催したが、アジアの多くの法律家が出席し、熱気にあふれていた。また、中国法学会の音頭により

ローエイシアの中に一帯一路の分科会（Standing Committee）が設置され、こちらも大きな関心を集めていた。従来、中国に対するローエイシア内の一般的な空気は、人権問題や、司法の独立の見地から、警戒感が強かった。もとより、これらの根本問題が解決されたわけではないが、少なくとも経済の分野での、アジア弁護士からの中国への期待感の高揚は相当なものだった。中国法学会も、それを意識して、ローエイシアに対して柔軟な姿勢（ジェスチャー）を示していることが興味深かった。

2. さて、当協会の今後の活動についてである。シェムリ アップ大会の印象でも触れたところであるが、アジアのビジネス環境は大きく変わりつつある。この変化に対応すべく、日本ローエイシア友好協会の中にビジネス法研究会を立ち上げたい。それも、アジアに関心を持つ若い法律家の熱気を取り込み、彼等をバックアップするような組織にしたい。これが2017年9月、2017ローエイシア東京大会が大盛況、大成功のうちに終了したとき、私が強く考えたことだった。

過去には、ローエイシア本部にビジネス法部会（Business Law Section）が設置され、鈴木正貢弁護士が部会長を引受けられたことがある。そして、1996年には、三ヶ月章会長の強力なリーダーシップの下、経団連会館（当時）を会場にして、第3回ローエイシア ビジネス ロー コンフェレンスを大々

的に開催した。また、国際商事法研究所、法務省法務総合研究所国際協力部のバックアップの下に、会員へのサービスとして、アジア各国のビジネス法の情報を提供するセミナーを年1回、法曹会館を会場として開いていた時期もあった。しかし、いつの間にか、これら企画は立ち消えになってしまった。一つには、ローエイシア活動の人権問題への傾斜、IBA、IPBAなど他の法律家団体との競合等の理由から、ローエイシア本部のビジネス法への取組みの基本方針が定まらないことがある。

3. 今日、アジア・太平洋地域の経済発展はめざましく、デジタル経済やIT、AIの登場から新しい法律問題も次々に生まれている。最早、日本は、アジアのビジネス法の先進国でない。日本企業の拠点の西欧からアジアへのシフトも急速に進んでいる。企業の法務担当者がシンガポールなどのアジア都市に派遣されて、アジア全体の法務を統括する例も増えている。中国、シンガポール、ベトナム、タイ、ミャンマー、インドネシアなどの都市に事務所を設置したり、駐在員を派遣する日本の法律事務所も相当数にのぼっている。

1994年に始まった、法務省、JICAによるアジア法整備支援の発展にも注目すべきものがある。私は、三ヶ月章先生のお声がかりで、1996年以来、法整備支援にも係っている。この活動は、公益財団法人国際民商事法センター理事として、ベトナム、カンボジアをはじめとするアジア諸国の法律インフラ整備、人材育成に大きな成果をあげている。多くの現地法律家、日本法律家がこのプロジェクトに参加している。最近では、日本の大学による法整備支援への取組み、一般人への啓蒙も拡大している。法整備支援により、これまで蓄積された資源、将来も蓄積される資源を放っておく手はない。

アジア太平洋地域に法の支配の貫徹した、透明性と予測可能性の高い市場を創る、という理念を共有しつつ、現代のアジアのビジネス法事情を、更に知りたい、知らなければならない、欲求が日本の中で急速に高まっている。しかし、このような人達の共通の受け皿がないのが現状である。日本の蛸つぼ的な社会は、このような資源を共有し、発展させることを拒んでいる。当協会が、このような日本が直面している大きな課題をすべて抱え込み、解決することは到底できないが、しかし、これまでの実績を基盤として、少なくとも、オール ジャパンの体制で、触媒的な役割を果すことはできるのではないかと考えている。

ローエイシア本部のビジネス法の取組みはさて

置いて、まず日本国内に、アジアのビジネス法を研究、討議して、外に発信できる組織を作りたい。それも、他の団体や組織とは違う、「ローエイシアならではの」視点のビジネス法研究会にしたい。例えば、私が執行委員長を務めた2003年東京大会では、テーマとして「経済発展の基盤としての司法の独立」を取り上げ、ビジネス法の新しいアプローチとして高い評価を得たが、こういう切り口のイメージが私にはある。

4. 当協会には、既に家族法部会が存在している。家族法部会は、故野田愛子会員が提唱され、率先してその発展に寄与されたが、法律家ばかりでなく、家裁調査官、調停委員、学者など幅広い層を会員として、研究会など国内国外で活発に活動し、先年には、札幌でローエイシア家族法部会の国際会議を開催し、ローエイシア本部の活動にも大きく貢献している。

ビジネス法研究会も、家族法部会の経験も参考にして、まず、国内での定期的、恒常的な活動基礎を作り上げて、将来は、ローエイシア本部のビジネス法部門の活動に積極的に貢献できるようにしたい。事務局は、若い法律家に積極的に引受けてほしい。このようなことを考えて、今年初めに、まず、準備会を立上げ、私の所属する法律事務所に有志に集まっていただいて、既に7回の会合を重ねている。これまで講師をされたのは、酒井邦彦(当協会常務理事・元広島高検検事長)、小倉 隆(大成建設 法務部法務室)、實野容道(住友商事理事 法務部長)、島岡聖也(サンシャインシティ 社外監査役、元東芝法務部長 監査委員)、松本朗(法務書国際課国際戦略室長)、初又且敏(法務省官房参事官)、山浦勝男(パナソニック)の諸氏であるが、いずれもそれぞれのアジアの法制度整備や、ビジネス法に携った体験に裏打ちされた興味深いお話をうかがうことができた。研究会構想を含む、スピーチ後の討論も活発であった。

私としては、シエムリ アップ大会が開催される本年11月までに、何とかビジネス法研究会を発足させたいと考えていたが、遺憾ながら、未だ実現に至っていない。昨年、原田明夫前会長の思いがけない急逝で、会長の職をお引受けすることになったが、私の役割は、鈴木竹雄、三ヶ月章、原田明夫の歴代会長が発展させてこられた当協会の活動を、如何にして次の世代にバトンタッチしていくかと考えている。ビジネス法研究会の立ち上げに、是非とも皆様の御協力をお願いしたい。

シェムリアップ・カンボジア大会と、 ローエイシアの理事会・執行委員会の活動



日本ローエイシア友好協会副会長
元ローエイシア会長

鈴木 五十三

ローエイシアは、年次大会を中心に、会員の交流と意見交換のフォーラムを開催することにより、アジア・太平洋地域を中心に活動する弁護士・法律家に、コミュニティー醸成の基盤を提供している。東京大会に続き、カンボジアのシェムリアップに集まった各国法律家が受けた刺激と法律家としての一体感も、こうしたコミュニティーへの帰属意識を一層深めてくれた。

31st Lawasia Conference: New Era for South East Asiaとして開かれたシェムリアップ・カンボジア大会は、昨年東京大会と比べて極めて制約の大きい中での開催であった。フンセン独裁政権とカンボジア弁護士会との関係の緊張をはらみながら、各国弁護士会が集まる国際会議として、政権によって受け入れられるギリギリの政治的中立性も示さなければならなかった。これまでのローエイシア年次大会は、開催国の経済規模のバランスをとりながら、大小の規模国間でほぼ交互に実施されてきた。参加者も、東京が1600名であったが、カンボジアは当初200名と予測されていた。しかし、登録開始すると参加者は増加の一途となり、500名を突破する規模に達した。この地域最大の参加者を集めた大会となり、法律家コミュニティーの醸成に大いに貢献した。

ローエイシアには、交流活動と並ぶもう一つの柱として、理事会、執行委員会による各地弁護士会・弁護士の支援のための活動がある。そこには、アジア・太平洋地域の法律家の在り方を見据え、その発展に貢献しようとする意欲と行動が存在する。シェムリアップで開かれた理事会での議事を中心に、こ

れと関連する執行委員会の活動を紹介して、ローエイシアの求める法律家像の一端を報告しておきたい。

理事会で議論となった近時のこの地域の法律家を巡る問題は、台湾・スリランカ・モルディブであった。国際政治を反映した高度な政治問題である台湾問題を別にすると、スリランカ、モルディブは、国内司法における弁護士会の活動の支援のための議論であった。

台湾理事の表記を巡る問題

台湾弁護士会は、2015年のシドニー大会で、団体会員として入会を承認された。第二東京弁護士会と同時の加盟申請であった。第二東京弁護士会がすんなり入会を認められたのに対し、台湾弁護士会の入会については活発な協議がなされた。台湾弁護士会については、中華民国台湾と表記するか、あるいは中国台湾と表記するかを巡る問題があった。中国法学会からは、台湾中国との呼称が要求され、台湾弁護士会が、台湾中華民国との主張を譲らない場合は、暗礁に乗り上げる。ローエイシア以外の法律家会議や団体への参加においても、双方の当事者が自分の主張を譲らずに、一方が退席する場面がみられた。結局、シドニー大会では、台湾弁護士会は、「Taiwan Bar Association」と表記すること。ローエイシアにおいては、英語のみで表記し、中国語表記はしないことを確認した。中国も台湾もこれを受け入れ、理事会満場一致で台湾弁護士会の入会が認められた。この頃から中国法学会の積極的参加が目立つことと

なり、東京大会では、指名執行委員を当選させた。

そして、カンボジア大会に先立つ執行理事会では、中国法学会指名の理事が、新しい提案をした。これまで、ローエイシア理事は所属母体の国籍に応じて、各国理事（country council）と呼ばれていた。中国執行委員は台湾弁護士会の理事が、country council と呼ばれるのは、これまでの、台湾の国際的地位にそぐわないので改める必要があるというものだった。提案は、各国代表（country council）との言葉を地域代表（regional council）と改めるというものだった。香港、マカオは、特別行政区としてregional councilと考えられており、中国の解釈では、台湾もその一つとして認識される分には良いではないかということだった。ただ、香港、マカオと同一の地位だとすると台湾が特別行政区ということになり、台湾にとっては到底受け入れられない位置づけになる。理事会は、マレーシア出身のレオン会長の議事進行の下で、実際上の解決策を見出した。カンボジア大会に先立って、執行委員数名は、中国、香港、台湾を訪問し、ロビー活動を行った。その結果、法域代表（jurisdictional council）という修正案で中国法学会と合意した。この事態に対処するにあたって、レオン会長は、明確なポリシーを示した。ローエイシアは政治論争に関与しない。理事会議決は、できるだけ全員一致となることを目指すだった。修正案は、多数で成立した。修正案に賛成を表明していた台湾弁護士会は、棄権した。議決直前の提案理由説明で、一つの中国論を展開した中国法学会に反発して、その場で棄権したのもだった。しかし、議決後、台湾理事は、これからもローエイシアへの積極的参加をするとの意思表明をし、また、理事会後の懇談では、中国法学会代表と打ち解けて話しあう場面があり、ひと安心するとともに、法律家コミュニティとして、対立の解決を工夫し、活動を継続する道を切り開いていこうとするローエイシアの在り方に明るい希望をもった。

スリランカの政治状況

カンボジア大会直前の時期に発生した、スリランカでの大統領による首相解任、国会解散という政治状況をめぐって、スリランカ弁護士会が、法の支配の観点から懸念を表明し、理事会は、スリランカ弁護士会の懸念を共有し、状況が法の支配、統治、スリランカ憲法に準拠して解決することを求めるという声明を提案し、決議された。

モルディブ事実調査団

モルディブでは、現職大統領と前大統領との内の抗争に端を発し、議会閉鎖となった。大統領による表現規制、モルディブ弁護士の三分の一にあたる、56名の弁護士が事態を憂慮する申立書を提出したが、申立てたすべての弁護士が業務停止を命じられた。

これを受けて、東京でのローエイシア理事会は、ローエイシアによる事実調査団派遣を支持。その後、執行委員会を中心に、日本から東澤靖弁護士も加わって、事実調査団が組織され、モルディブにおける司法の独立、法律家の独立、デューププロセス、法の支配の原則に基づいて事実調査活動を行うこととなった。モルディブ政府は、2018年2月7日に国際団体によるモルディブでの状況調査を歓迎し協力するとの声明を発した。しかし、ローエイシア事実調査団はビザの発給を申請したが、得られなかった。やむを得ず調査団はベラナ国際空港に到着したが入国を拒否され数時間の拘束の後送還された。ローエイシアは、この経過の後、調査のためにインタビューを予定していた関係者の出国と、スリランカコロomboでの事情聴取を提案しているが、実現に至っていない。

日本からの参加

カンボジア大会では、日本からの参加者が70名のほり、最大の派遣国（団長 小杉丈夫会長）となった。なかでも、若手弁護士の参加が目立った。東南アジアにおいては、インドシナ諸国をはじめとして、弁護士の育成と拡充は、国家司法にとっても最大の課題の一つである。日本の弁護士と関係の深いカンボジア弁護士会にとっては、日本からの若手弁護士の参加は、会の活気を盛り立て、弁護士活動の広がりを鼓吹するものだった。上柳敏郎東京大会組織委員会事務局長を中心とした日本での参加者集めの地道な努力が実を結んだものである。

組織委員会による若手派遣支援は、東京大会後の、2018年6月のラオス ビエンチャンでの第7回家族法及び子どもの権利会議から行われ、1月25日からデナラウ、フィジーでの雇用法フォーラムへの参加にも与えられ、2月9日から10日のデリーでの第1回人権会議でも行われることが予定されている。これらはずみに、2019年の11月に予定されている香港年次大会への若手を含めた積極参加に向けた動きがいよいよ活発化することが期待されている。

LAWAISIAカンボジア大会に参加して



京都弁護士会所属弁護士
坂口俊幸法律事務所
所長 弁護士 坂口 俊幸

2018年LAWAISIA年次大会は11月2日から5日までカンボジアのシェムリアップで開催された。私は、京都弁護士会の弁護士として前回の東京大会に引き続き二回目の参加である。

現在、国際業務に積極的に取り組んでいる訳ではないが、アジアの法律家との交流が日本で弁護士業務を行っていくうえで今後必要不可欠になってくるという思いから参加した。具体的には、ビジネスと人権、家族問題などで日本とは異なる考えや、視点に触れたい、そしてアジアの法律家と交流したいという思いである。

海外で開催される国際会議は不慣れなこともありまた不安なことも多々あったが日弁連の皆様やご参加の皆様のご配慮を頂き無事最後まで参加することができた。皆様に感謝の気持ちをこの場を借りてお伝えしたい。

各種セッション、レセプション等での交流から得たものは多い。その中でも、ビジネスと人権についての考えは私には大変新鮮であった。プレナリーセッションでは、ビジネス、人権、環境について取り上げられた。セッションを通じて企業活動における法律家の役割、課題を深く考えさせられた。ビジネスは単に収益を上げるだけではなく、従業員の人権、環境にも目くばりした活動であることが求められる。後回しにされてしまいがちな人権、環境について私たち法律家に取り組んでいくことが重要であることを感じた。一歩進むためには議論していくことが重要である。帰国後、今回交流した弁護士からビジネ

スと人権について幸いにも啓発を受ける機会も頂いた。

セッション以外では、日弁連の企画によるカンボジアの裁判所の見学ツアーに参加した。裁判所の見学のと、カンボジアの裁判官からのご挨拶、実際の刑事裁判の判決言い渡しの傍聴、刑事裁判について質疑応答する機会にも恵まれた。

さらに、歓迎レセプション、ガラパーティではカンボジア、バングラデシュ、スリランカ、インドなど多くの国の法律家と交流できた。日本からも80名ほど法律家が参加者したが、普段の仕事の中では出会えない方ばかりであり、交流できたことは財産となった。

閉会セレモニーでは、模擬裁判の表彰式が行われ、日本からも神戸大学の学生が受賞の名誉を受けた。コモンロー文化の理解が乏しく、母国語を英語としないハンディキャップを有する日本人学生がシンガポールや香港の出場者と対峙しチャレンジしていることに深い感銘を受けた。このようなLAWAISIAの企画は重要だと思う。出場各国の代表者がさらに研鑽して高いレベルになることが期待される。

今回の参加も不安は多くあったが、多くの出会い、学び、気づき、感動、現地での交流がありとても有意義であった。文化の異なる地での国際会議ということ、英語能力の不足など多くの課題はあるが、普段、国際業務に携わっていない日本の法律家、弁護士も是非、チャレンジして来年の香港でのLAWAISIA大会に参加して欲しい。

プレ・イベント；プノンペンでの国際セミナー



弁護士

紙子陽子

ローエイシア第31回年次大会に先立つ2018年11月1日、同大会のプレ・イベントとして、プノンペンにおいて、UNTAC以来の平和構築25周年を記念する国際セミナーが開催された（International Seminar on the 25th Years of Cambodian Peace Building: Rule of Law and Access to Justice for Sustainable Peace, Development and Business）。テーマは、カンボジア平和構築の25年間の達成や挑戦を、法の支配や司法へのアクセスに焦点を当てて検証し、これからの持続的平和・発展・ビジネスのあり方を考えるというもので、東京大学持続的平和研究センター（佐藤安信教授）とパニャーストラ大学法学部共催のセミナー、日本大使館の後援によるレセプションが、半日で盛大に開催された。

会場のSunway Hotelには、多くのカンボジアの学生、行政官、研究者、日本からの弁護士、研究者など、概観して80名以上の人々が集った。講演者は、共にカンボジアの平和構築や発展に尽くしてきた方ばかりなので、会場の雰囲気はあたたかく、和やかだった。セミナー参加者（聴衆）も、自発的に、近くの人に挨拶し、自己紹介したり、つながりを作っていて、コーヒー・ブレイクでは多くの輪ができていた。私も、隣に座ったアメリカン大学プノンペン

校で公共政策を学ぶカンボジア人の女性と知り合い、晩のレセプションまで、一緒に過ごすことができた。

堀之内秀久大使は、UNTAC 25周年の現在、今やカンボジアがPKOに貢献していることを誇らしいと称え、日本はカンボジアの民主的発展過程を共に歩んできたと振り返った。明石康元UNTAC特別代表は、ビデオメッセージを寄せて力強く「民主主義は勝つ、人権は勝つ」と述べた。佐藤安信教授は、SDGsや「法治主義から法の支配へ」、人間の安全保障等の理念を論じ、カンボジアの土地紛争とCivil Law、司法アクセスの問題点等に触れ、支援の成果であるはずの法制度が権力の用いる抑圧手段になっていると指摘し、日本国憲法の国際協調・平和主義にも触れながら、草の根からの法的支援、非政府主体－弁護士やNGOによる政府の監視などの動きについてフィードバックした（佐藤教授は本セミナーを企画し、「多くの日本人の参加がカンボジアで頑張っている若い人たちを勇気づける」と、私たち若手弁護士に強く本セミナー参加を勧めてくれた。）。パニャーストラ大法学部長KONG Phallack教授は、政治哲学（正義論）のJ.ロールズも引きながら、日本の協力やJICAの活動に触れ、「貧困と闘い、地域の平和を維持するには、司法アクセスがintegralな

手段だ」と結論した。他に、JICA長期滞在専門家としてカンボジアの民事訴訟法起草協力に携わった坂野一生氏が、カンボジアにおける法の支配の達成と問題点について講演し、日本の弁護士で王立プノンペン大学法経学部の前招聘講師を務めた佐藤暁子氏が法の支配の新しいperspectiveとしてビジネスと人権について講演し、その後、会場との活発な質疑応答が行われた。

最後に、難民支援のアジアネットワークANRIP代表の滝澤三郎教授がスピーチを行い、人間の安全の全体像における難民の地位、多くのカンボジアからの難民の学生が日本で学んでいることを紹介し、セミナーを総括した。

活発な議論をした聴衆も含めて参加者皆が、日本とカンボジアが今後も手を携えて、普遍的な人間の安全／持続的平和／人権の実現を図っていく展望を、それぞれに示した。

シンポジウムの後のレセプションでは、美味しいクメール料理（カンボジアの伝統的な料理）を囲んで、賑やかで楽しい宴が開かれた。丸テーブルを囲み、パニャストラ大学やアメリカン大学のカンボジア人学生と、どんなことを学んでいるのか、日本に興味はあるか、目指す職業など（私の極めて貧弱な語学力の限りで）話を聞いた。たくさん食べて、明るい夢を語り、この国をこれから背負っていく彼・彼女ら（おそらく経済的に恵まれた若い方達）を、とてもまぶしく感じた。

遡って、プノンペン空港から本セミナー会場のホテルまで来る際は、初めて乗るトゥクトゥクの上から、道路にひしめく通勤のバイクが、車線も関係なく車列の間を縫って自由に行き交う様子に目をみはった。また、建設中の巨大なビルがいくつもあり、中国資本の店、欧米にあるようなチェーンのカフェ、外資系ホテルのオープン予告幕、人々の肩の力の抜けた振る舞いなど、若いエネルギーが街から匂い立つようだった。

本セミナーの前の午前には、ローエイシア大会に

一緒に参加する日弁連の先生方と、法整備支援に貢献したカンボジア弁護士の方のおかげで、プノンペン最大の法律事務所訪問が叶った。特に印象深いのは、その後訪れた内戦時代の大量処刑場跡で、壮絶な体験を伺いながら、老若男女のされこうべの積み重なる慰霊の塔に手を合わせた。その後は、もうすぐ水祭りの行われるトンレサップ川や、ゆったりした旧市街の美しい寺院、モダンで立派な官公庁の建物など街の眺めも楽しんで、上記国際セミナーの会場へ戻った。セミナー翌日には、セミナーに関わる諸先生方のおかげで、カンボジア特別法廷（ECCC）や王立プノンペン法経大学日本法教育センターの見学も叶った。

このように、プノンペンのプレ・イベント参加によって、シムリアップとはまた別の発展めざましい都市の姿、凄惨な歴史、今日に至る平和構築の努力、法制度の問題に触れ、力がほとばしるような若い学生の方達に出会うことができた。その後、シムリアップ大会では、初日の晩のウェルカム・パーティで、カンボジア弁護士の方達を佐藤教授が紹介してくださったので、プノンペンで訪れた場所を会話の端緒にして、一緒に立食のランチを囲み、交わした言葉は少ないながら、少し交流することができた。

大会終了後、佐藤教授の案内で、貧しい子どもを無料で治療する小児病院や、女性の就労自立を支援するNGOの工房、そこで働く女性の家庭訪問ができ、非常に嬉しかった。

ローエイシア大会の開催を契機に、アジア太平洋地域のひとつの国を訪れ、歴史や文化、政治を知り、日本とその国の関係に気づけることは、大会参加の大きな利点である。

私にとって、ローエイシア・シムリアップ大会への参加は、カンボジアとの出会いとなり、一生心に残る、明暗のさまざまなインパクトを得られた体験であった。

LAWASIA シェムリアップ大会に参加して



弁護士

呉 夢 西

2018年11月2日から5日まで開催されたLAWASIA シェムリアップ大会に参加する機会に恵まれた。今回は私にとって初めての国際会議であり、初めてのカンボジア訪問であった。登録1年目の弁護士の目から印象に残った点を報告させていただきたい。

本大会では2日間にわたって多数のセッションが開かれたが、私にとって最も印象深いセッションは、Young Lawyers' Forumである。アジア各国から集まった若手法律家達と、経験、悩み及び将来の展望等を共有し合うなかで、「どの国の若手も、皆考えることは同じなのね」と思えたことは、意外と新鮮であるとともに、大いに勇気づけられる経験であった。今後、法律家としての道を歩む中で悩みが生じても、同じ悩みは世界の仲間が既に悩み尽くし考え抜いてくれているかもしれない。また、自分のキャリアを日本の法曹界に限定する必要はないかもしれない。励まし合える同期と、将来の選択肢が、一気に増えたような気持ちである。

その他、FDI in Developing Asia, International Franchising等、自分が普段携わっている中国・アジア業務に直結するセッションにも参加したが、知見豊かなスピーカーと直接議論をすることができたのは素晴らしい経験であった。ここで得た学びは自分の業務にインスピレーションを与えるものであった。

本大会ではWelcome receptionやGala dinner、歓談タイムなど、社交の場も多々設けられていたところ、アジア各国の法律家のネットワーキングスタイルには大いに感銘を受けた。控えめな日本人である

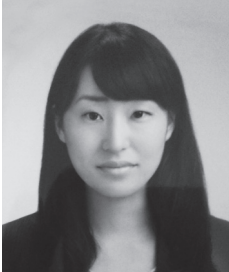
我々は、伝統的な名刺交換を行い、politelyに歓談するのが基本姿勢であったところ、他国の若手法律家は会って3秒で取り敢えず肩を組んでselfie、5秒でWechat又はFacebookの交換、10秒でタグ付け投稿といった具合である。後から名刺を見返して顔と名前が一致しないという事態は発生しないし、直ちに気軽に連絡を取り合えるうえ、相手の記憶にも残る。このようなアグレッシブかつ合理的な仕法に初めは衝撃を受けたものの、是非見習おうと思った次第である。

総じて本大会では、海外の若手法律家及びアジアを含む海外に目を向けている日本の若手法律家の活躍ぶりに刺激を受けた。今後もこのような国際会議に積極的に参加しようとする契機となるとともに、業務内外に関わらず、スピーカー等として自分から発信していこうという意欲が高まった。

それと同時に、英語力の重要さも痛感させられた。人間同士が仲良くなるのに言葉はいらないとはいえ、国際会議の場では各国の法律家が英語を媒介として発信し合うところ、英語力が発信力に大きく影響することは否定できない。日本の法律家のプレゼンスを高めていくためにも、さらなる英語力の向上を心に固く誓った。

最後に、このような貴重な機会に費用を一部援助してくださった日弁連、快く送り出してくれた弊事務所、及びカンボジアの旅を共にした同僚に感謝の意を表したい。後輩弁護士達にも、LAWASIA国際大会への参加を心から勧めたいと思う。

初心者から始める国際会議



弁護士

中 田 萌 々

私は平成30年4月1日より2年間、弁護士職務経験制度により、裁判所を離れ弁護士として働いている。その間、有難いことに、日弁連の提供する人材育成プロジェクトの補助を得てローエイシア第31回カンボジア大会に参加する機会を得た。職務経験者にもこのような手厚い支援の門戸を開いていただいたことに対しては、非常に恩義を感じている。

さて、ニューズレターへの寄稿という貴重なお話をいただき、筆を執ったところで、まずお話ししておきたいことは、「私は、英語が苦手である」ということである。今回、友人がローエイシアに参加しないかと声をかけてくれたことをきっかけに大会へ参加することとなったが、語学力の不安はとても大きかった。事前の研修にて、語学力は心配しなくて良い、参加してみれば何とかなる、との趣旨のお話を伺ってほっとしたのもつかの間、実際に大会に参加してみると、最初のオープニングセレモニーのスピーチはほとんど聞き取れず、講義で目の前に映し出されるパワーポイントには知らない単語が並び、ぼう然とした。私の国際会議デビューは、場違いなところに来てしまったのかもしれないという不安な思いを抱えながらのスタートであった。

しかしながら、4日間にわたり毎日英語のスピーチや講義を聞いていると、だんだんと聞き取れるようになり、単語もわかるようになり、片言ながらも、他国の弁護士と簡単な英語での会話はできるようになった(ように思う)。一緒に参加した日本人の先

生方にもいろいろなところで助けていただいた。

大会の講義の内容は大変充実しており、初めて聞く話ばかりで刺激的であった。特に、各種セッションにて言及されたシンガポールや香港の仲裁制度に関する話は大変興味深く、第三者による費用提供のシステム、家族法分野の仲裁制度など、これまで知らなかった制度について学ぶことができた。シンガポールの裁判官が、国際仲裁の講義の中でシンガポールにおける裁判所の役割に関して言及されていたのが、大変興味深く、また印象的であった。仲裁制度の発達したシンガポールでは、裁判所の役割もスタンスも、日本とは大きく異なっているようであった。日本の裁判官として紛争解決に当たっている身として、紛争解決とは何か、裁判所とは何かということについて、深く考えさせられることとなった。

語学力への不安は大きかったが、参加して本当に良かったと思う。ローエイシアで出会った人々は優しく、流ちょうな英語でなくともアジアの一若手(?) 法律家が精一杯考えて発した言葉に対して、一生懸命答えてくれた。そして、皆、法律家として高い志を持っていた。この場で得た知識とネットワークを、これからも大事にしていきたいと思う。

来年は、二回以上は語学力を向上して、リベンジを果たしたい。(帰国後、名刺交換をした弁護士とメールのやり取りを行い、ささやかながら毎日英会話講座を聞くことから始めている。)

LAWASIA Legacy and Future Role ～続編～



弁護士

神庭 豊久

タイトルを見て「見たことがある！」と思った方はLAWASIA通だ。そう、これは昨年東京で開催されたローエイシア東京大会2017の大会サブテーマである。そのFuture Roleの続編となる第31回LAWASIAが2018年11月初旬にカンボジアのシェムリアップで大々的に開催された。

その大会には34のアジア及びその他の地域から470名を超える法曹が参加し、なんと日本からの参加者は約80名と最大参加地域であった。その理由には、やはり大成功を収めた2017年度の東京大会へ参加された又はその話を聞いた各世代の日本の法曹の方々が、今回の大会へ積極的に参加されたことが挙げられると思う。さらに、2017年の大会実施主体であるLAWASIA東京大会2017組織委員会から、若手法曹へ手厚い参加費補助制度が設定されたことも大きな要因であった。

そのため、大会会場では日本からの多くの若手法曹の方々をお見受けし、小杉丈夫元LAWASIA会長や山岸憲司同組織委員長らの温かい眼差しのもと、縦横無尽に会場を駆け巡り、セッションで発言し、他の国・地域からの参加者と大いに懇談されていた。これぞまさにLAWASIA Legacy and Future Role 続編である。

私も齢40歳で厄年に突入し、今年はおとなしくしていようと思っていたものの、若手の方々の活躍を拝見しているとそうも言っておられず、今大会から新たにLAWASIAの正式Committeeとして承認いただいたYoung Lawyers CommitteeのCo-Chairを拝命することになった。その栄えあるCommittee最初の活動として、同大会の正式プログラムの一つである「Young Lawyers' Forum」と題するセッショ

ンのモデレーターを務めさせていただいた。

同セッションは、若手法曹団体であるInternational Association of Young Lawyers (AIJA) からモデレーター及びスピーカーとして参加していただき、「How will the Structure of Law Firms Change in the New Era?」というテーマで自由闊達な議論を行った。さすが国際的な若手法曹達であり、依頼者獲得への精力的な提言もあれば、いまどきの技術革新を用いた事務所運営の方法を模索する議論なども闊達になされた。

さらに、会場参加者からの発言も自由に行うというインタラクティブな方式を採用したため、大先輩と思われる会場参加者からは、若手法曹に対する熱く力強い説法も賜るなどもあった。さらに会場参加者からの意見・議論はどんどん白熱し、モデレーターの方でマイクをスピーカーらに戻すよう促すという場面もあった。

やはり国際会議の熱気は熱い。カンボジアだからという訳ではない。若手とシニアの法曹が、国境も分野も越えて、主従の別なく語り合うのだから、熱いに決まっている。日本法曹界の先人達が開拓し、前世代や現世代の先輩達が身を挺して積み上げてきたLegacyを礎として、次世代の若手法曹が飛躍していく。

2017年の東京大会は、まさに日本法曹界の国際化の起爆剤となり、ギアチェンジの役割を果たし、2018年の今大会への参加を力強く後押ししていることを身をもって感じた。LAWASIA Legacy and Future Role。次の大会はその続々編としてさらなる日本法曹界の国際化を目指したい。

LAWASIA2018年カンボジア年次大会に参加して



弁護士

有働 悠一

私が初めてLAWASIAと関りをもったのは、2017年度のLAWASIA東京大会に参加したことがきっかけであった。参加の理由は、所属単位会（秋田）の人権擁護委員会が開催した学習会において、海外における人権問題の議論に初めて触れ、感銘を受けたからである。大会の中で、英国とインドの法律家と知り合い、本カンボジア大会への参加を互いに約束したのだった。

本大会は、持続可能な経済の発展を模索するアジア諸国の参加が多く、ビジネスと人権というテーマに関するセッションが盛んであった。参加したセッションの中では、Human Rightsセッションにおける英国と日本の報告が、最も強く印象に残った。

二つの報告は、ややもすると制度論や観念論に陥りがちな難しい問題に、事例をもって議論しており、説得力を感じた。英国の報告では、四肢を失った少年が成年になり社会の中で自信に溢れる生活を送るようになるまでの、法律家の支援の過程がドキュメンタリのように報告された。日本の報告では、施設収容主義的な我が国の障害者福祉制度を問題視し、近年の動向として専門家の連携を基礎とした新しい潮流が紹介された。その事例として、社会との連携が断絶された成人女性が、成年後見制度を利用し、弁護士及び福祉専門職との活躍の下、社会とのつながりを再構築し自己肯定感を取り戻していく様子が報告された。

こうした人間的道義心に基づいた素朴で地道な活

動が、国際的会議において語られる最先端の制度論や法的議論に、大きな説得力を与えていると私は思った。

最終日に行われたBusiness, Human Rights and the Environment in South East Asiaの質疑応答では、日本の会員から、福祉における制度面での充実度と運用面での充実度の乖離が、我が国の抱える問題点として指摘され、それに対する解決策について、活発な質疑応答がなされた。この最先端の論点の解決の鍵として、職業的良心の深化が示唆されていた。

経済格差が加速した現代日本においては、益々一層、法的問題の背景に貧困や障害といった社会的問題が伏在するようになる。司法ソーシャルワーク、福祉専門家との連携、といった言葉が耳慣れて久しいが、格差時代における法的問題解決の過程において強く求められるのは、紛れもなく、「困っている人を助けたい」という純粋な感情に基づいた、素朴な職業的良心である。最先端の国際会議に参加してこのような感想を得たことは、意外であった。特に小規模単位会で活動する私にとって、この発見は有意義であった。全ての熱意ある弁護活動は、平等に尊いのだ。

11月とはいえ、焼けつくようなアンコールワットの日差しが、今も記憶に新しい。いま、本大会で知り合った新たな友人たちと、次年度大会に向けて、参加の準備をしている。

再開・若手・初体験



弁護士
石田 龍

東京大会でLAWASIAデビューを果たし、初の海外でのLAWASIA大会。不安3割、ワクワク7割で羽田空港を飛び立った私は、バンコクでのトランジットを経て、9時間後にシェムリアップの地に降り立った。初のカンボジアである。小綺麗なながらも簡素なシェムリアップ空港には見知ったLAWASIA参加者の日本人が多数おり、安心するとともに少し拍子抜けであった。本大会への日本人参加者は80人以上。世界中からの参加者の約5分の1を占めており、当日午後5時から始まる開会式に向けてベストなタイミングのフライトがこの時間帯にあったのだからそれもそのはずである。こうして、私の初の海外でのLAWASIA大会は幕を開けた。

当日夜に開催されたウェルカムレセプションでは、東京大会で出会い、その後親交を深めてきた10人以上の海外の友人たちに再開することができた。異国の地ゆえの非日常感から放出されていたであろうアドレナリンも手伝い異様な高揚感とともに旧知の仲かのように近況を語り合った。東京大会が実に素晴らしかったという声があちらこちらから聞こえ、大したこともしていない自分も、当時、組織委員会の末席に名を連ねることができたことを嬉しく思った。

本大会で特に印象的だったのは、若手の活躍である。安倍嘉一先生を委員長として、本大会からYoung Lawyers Committeeが立ち上がった。その初仕事であったYoung Lawyers Forumでは、予め用意された発表と最後のおまけ質疑応答がほとんどである他のセッションとは異なり、神庭豊久先生他のファシリテーションのもと、各国のアジア法律家から、これまでのキャリアパスや将来への展望など

がインタラクティブに議論され文字通りの座談会のように活況を呈した。また、初のCommittee Meetingでは、次期開催国の香港の組織委員会に所属している若手弁護士や、上海の若手弁護士等を交えて、今後Committeeとしてどのような活動をしていくかが議論された。

また、本大会では、私自身、スピーカーとしての機会を得ることができた。日本のコーポレートガバナンスの改革状況に関する拙い発表であったが、少しは胆力がついたように思う。事前準備といってもほぼ個人に任されており、6人の登壇者が事前打合せを行ったのは2か月前の電話会議とセッション当日の顔合わせのみであった。国際会議において英語でスピーカーを行うのは初めての経験であり、この貴重な機会を与えてくださった方々にここで改めて感謝を示したい。

LAWASIAの大会は、いわゆる「商売商売」した感じではなく、それぞれがセッションと交流を楽しんでいるところが良い。香港大会も実に楽しみである。



Young Lawyers Committee

国際会議に参加すること



弁護士

大島日向

11月2日から5日にかけてシムリアップで開催された第31回LAWASIA年次大会に参加した。

大会はいくつかのセッションに分かれており、各セッションにつき5名前後の弁護士が登壇をする。大テーマは決まっているが(たとえば「知的財産法」や「環境法」など)、個別のテーマ設定は各弁護士に委ねられており、各弁護士は自由に問題設定を行う。その結果、大テーマが設定されても、国ごとに法制度の違いや巧拙があることから、その問題意識は様々ということになる。これは、極めてユニークな体験であり、国内で法律を学ぶと、特定の問題に対する国内法の分析と当該問題に関する「グローバルな」検討状況について報告されることはあっても、各国(特に途上国)の国内固有の問題意識が共有されることは稀である。環境法一つとっても、災害に関する法整備の欠陥が指摘される一方で、別の国では「そもそも、環境法っていうものがないんだが。」といった状況であったりする。このような、法域毎の問題意識の共有がなされる経験は貴重であるように思う。

本大会を終え、若手のうちに国際会議に参加することの意義については以下のとおりであると感じている。

①英語学習に対する大きなモチベーションになる。

英語能力の向上に関しては、多くの弁護士が関心を抱いている事柄と思う。無論、私も英語力の向上を至上命題に日々研鑽を積もうと足掻いているわけであるが、実際には英語をやらなければというほん

やりとした使命感を持っていても、日々の業務の中で、英語を学習する気持ちを維持し続けるのは大変なことである。専門的な話を聞くこと話すことは本当に難しく、この4日間だけでも、もどかしい思いをすることは多かった。最終日はなんとか一つでも会議で発言して帰ろうと思い、辞書を使いながら質問文を紙に書き、紙を読み上げる形で質問をすることができたが、今後ビジネスの場面で英語を使いたいのであれば紙に作文してから質問するようなレベルでは駄目だと強く実感した。このような「必要性」を実感するという意味でも国際会議への参加は大変有意義であるように思う。

②各国に友人ができる。

LAWASIAではネットワーク作りの時間が各セッションの合間に設けられているが、そこでは参加者同士の活発な交流が行われる。大事なのは、英語力ではなく(もちろん結果的に英語能力のなさを痛感し、学習意欲が高まることは上述のとおりではあるが)交流をしようという気持ちであることを強く学んだ。“ハイ”で始まる会話もあれば、“僕、今日コーヒー5杯目なんだよ”という明らかに不自然な絡みから始まる会話もあった。このような交流を通じてSNS等で各国の弁護士とつながりをもてることは貴重な機会であると思う。

最後になってしまったが、費用補助から準備プログラムまで企画いただいた日弁連、早く送り出してくれた事務所の方々、カンボジアの旅を共にした同僚に感謝を申し上げたい。

ローエイシア・シェムリアップ大会の雑感



弁護士

玉垣 正一郎

2018年11月2日～5日、ローエイシア・シェムリアップ大会に、日弁連の若手補助を利用して参加した。筆者は、2017年8月から、名古屋大学の特任講師として、プノンペンにある日本法教育研究センター（以下「センター」）に勤務して、日本法とカンボジア法を理解できる人材育成に従事している。もっとも、筆者自身、カンボジアの弁護士と交流を深める機会は決して多くなかった。このような弁護士との交流を深めること、大会のセッションで取り上げられるテーマへの関心を高めることを目標として、今回の大会に参加した。

11月1日には、プノンペンのSunway Hotelで開催されたプレセミナー“The 25th Years of Cambodian Peace Building: Rule of Law and Access to Justice for Sustainable Peace, Development and Business”に参加した。セミナーでは、カンボジアにおける法の支配・平和構築をテーマとして、複数のスピーカーによる発表と質疑応答が行われた。印象的だったことは、カンボジア国内の大学関係者、NGO関係者などから、カンボジアの現状を踏まえたうえでの積極的な意見や質問が相次いだことである。佐藤安信弁護士（東京大学教授）がその重要性を指摘するとおり、このセミナーは、弁護士・NGO、私企業、研究者との連携・ネットワークの場を提供する貴重なものとなった。また、大会期間中は、“Young Lawyers’

Forum”・“Banking & Finance”・“Data Protection”の3つのセッションに参加した。LAWASIAへの参加経験は2017年の東京大会に引き続き2回目である。率直に申し上げると、各セッションの報告内容は、アカデミックな国際会議や研究会と比較すると、報告者の関心や準備状況に左右され、しかも表面的な内容にとどまることが多いため、個人的にはやや物足りなさを感じた。もっとも、“Data Protection”のセッションでは、「個人データの法的保護の重要性との対比で、膨大な量の個人情報企業が活用するためのバランスをどのように図るのか」という各国が抱える共通の課題について、積極的な意見交換が行われており、とても興味深いものであった。なお、筆者自身は残念ながら質疑応答の場で発言することができなかったものの、質問をするうえでは、前提となる事実を簡潔に整理し、短い英語で分かりやすく質問することが大切であると実感した。

また、歓迎会やランチでは、カンボジアからの参加者を中心に積極的に声をかけたところ、センターの法教育に関心を持つ者も多く、お互いに交流を深めることができた。

次回のローエイシアは香港で開催予定である。今度参加するときは、英語での質問を積極的に行い、各国の法律関係者と交流を深めるきっかけを自分から作りたい。

第31回ローエイシア・シムリアップ大会に参加して



弁護士
平山 誠

ローエイシア第31回シムリアップ大会は2018年11月2日から11月5日までの間、カンボジア共和国シムリアップで開催された。私は、11月2日の開会式から参加予定であったが、突然の飛行機の欠航のため、開会式や日本人弁護士らとの懇親会には参加することができず、同月3日のセッション初日から参加した。今回が初めてのローエイシアの参加ということもあり、全てにおいて緊張しての参加であった。

私がローエイシア参加の目的としていたのが、ネットワーク作りである。私は、語学留学やネット英会話の経験はあるが、国際会議の場で外国の法曹と名刺交換等をしたことはなかったので、この点が非常に不安であった。実際に、外国の法曹と話してみると気さくな方が多かったということもあり、最初にしては上手くいったつもりであった。しかし、今思い返すと、話した外国人の人数は20名程度、受け取った名刺は10枚であり、時間に余裕があったにもかかわらず、その人数は寂しいものとなった。国際交流は話した人数が全てでないことは承知しているが、自分としては「もう少しできたのに」という気持ちであり、次回以降の課題としたい。

また、セッションについていろいろ感じることもあった。まず、Foreign Direct Investment in Developing Asiaでは、フィンテックやイーコマースについての各国の状況についてのプレゼンテーシ

ョンが行われた。恥ずかしながら、上記の2つの事項について、そもそも法律がどのように関与するかについて知らなかったのが、ローエイシアでのプレゼンテーションを拝聴して自らの知見の狭さに危機感を感じ、自らの知識が限定されたものであることを認識させられた。

さらに、日本人弁護士がセッションでプレゼンテーションをしていることにも刺激を受けた。特に、同じ札幌弁護士会所属の西村武彦弁護士が人権セッションにおいて、虐待された子に対する生活のサポートについての報告をしていた際の「ここまでするのか」といった外国人法曹の反応は非常に新鮮であり、札幌の弁護士の活動が国際的に認知されたことに、同じ弁護士会に所属する弁護士としても嬉しいものであった。

各国それぞれの特有の英語の訛りによって聞き取れない英語があったり、一部の専門用語が理解できないこともあった。しかし、国際会議に参加したからこそ、自分の英語力の課題に気づくことができたのであり、十分に英語を話すことができなくとも参加することに意義があると感じた。

来年開催されるシンガポール大会も是非参加したいし、いつかは報告者として登壇しローエイシア会員に有益な情報を提供できるようになりたい。そのために、問題意識を持って実務経験を積み重ねるとともに、英語力を高めるよう努力していきたい。

理 事 会

日本ローエイシア友好協会（会長・小杉丈夫）の理事会が、去る11月21日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の東海大学校友会館において開催された。（出席理事13名）

同理事会では、下記第1号議案及び第2号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第3号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 上期事業実施状況及び収支の件
- (2) 下期事業計画の件
- (3) ローエイシア執行委員会報告の件
- (4) ローエイシア第31回カンボジア大会（2018年11月2日～5日）参加報告等、本部活動への参加協力の件
- (5) 家族法部会の活動報告の件
- (6) 民事商事研究会（仮称）の件
- (7) 今後の当協会の組織体制と活動の件
- (8) ニューズレター発行の件



〈理事会の様相（11月21日、於 東海大学校友会館）〉

●ローエイシア第32回香港大会
2019年11月5日～8日、於 香港
lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

（平成30年11月21日現在）

個人 A 会員	121	
個人 B 会員	61	
法人 A 会員	3	
法人 B 会員	12	（計 197）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	18,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成30年11月21日現在）

顧問	安倍嘉人	元東京高等裁判所長官 弁護士
	石川正	日本法律家協会顧問
	千種秀夫	元京都大学法学研究科教授
	中川英彦	元最高裁判所長官
	三好達	弁護士
	柳田幸男	九州大学名誉教授
会長	小杉丈夫	弁護士
副会長	鈴木五十三	弁護士
	小原正敏	弁護士
常任理事	酒井邦彦	前広島高等検察庁検事長
	鈴木正貢	弁護士
	熊倉禎男	弁護士
	内田晴康	弁護士
	神田秀樹	学習院大学法科大学院教授
	堀裕	弁護士
	高谷知佐子	弁護士
	姫野春一	事務局長
理事	徳岡治	最高裁判所事務総局秘書課長
	山内由光	法務省大臣官房審議官
	松本裕	法務省大臣官房秘書課長
	瀬戸毅	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原佳子	弁護士
	市毛由美子	弁護士
	大谷美紀子	弁護士
	川村明	弁護士
	小泉淑子	弁護士
	澤井英久	弁護士
	芝池俊輝	弁護士
	田中浩三	弁護士
	森伊津子	弁護士
	森島昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田和彦	弁護士
監事	青山善充	東京大学名誉教授

編集後記

師走 去る11月にシムリアップ（カンボジア）で開催された第31回ローエイシア大会には、日本から総勢80名を超える方々が参加されたとのことです（小杉会長の巻頭言参照）。

今号は、原稿依頼に際し佐藤暁子先生他、諸先生方のお力添えを得て、参加された方々の中からご感想などを綴っていただきました。多くの皆様の行間からは、欧米における国際会議とは異なるローエイシア特有の雰囲気や味を味わった様子（人脈・ネットワークの構築、使用言語（英語）の問題etc.）が活き活きと伝わってまいります。

余談 編集子も最初に参加した第8回マニラ大会（1983年）の際は、名刺1箱（100枚）を使い切ることに努め、続けて3度目位の参加（当時は隔年開催）になりますと、顔なじみの方が次第に増え、ほとんど名刺を使用することなく、和やかに過ごせるようになり、目から鱗の感がしたことが懐かしく思い出されました。

さて、次の第32回香港大会は2019年11月開催予定です。日本から今回同様、多勢の会員の皆様のご参加が期待されております。
（事務局長／姫野春一）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545
E-mail : lawasia@ibltokyo.jp